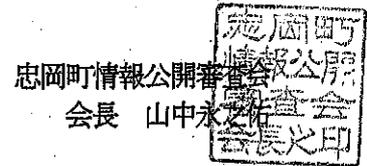


忠総(情)第599号
平成29年3月13日

忠岡町長 和田吉衛 様



答 申 書

平成29年1月30日付忠総第446号で諮問のありました情報部分公開決定に対する審査請求について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

本件請求に係る実施機関が行った支払先の口座情報のうち口座名義を非公開とした処分は不当である。

第2 審査請求の趣旨及び審査請求人の主張

審査請求人が、本件で公開請求した情報のうち

① 振込先口座名義

② ボランティア袋作製に係る支出関係資料の平成21、23、24年度分が非公開であった(②については非公開理由が記載されていないため根拠不明)。

①については、忠岡町長は忠岡町情報公開条例第6条第1号(法人等の情報)を理由に非公開としているが、同号ただし書きイで「法人等の違法又は不当な事業活動から住民を守るために必要とされる情報」については公開するものと定められている。

①はまさしく、現在、忠岡町長を被告として係争中の住民訴訟で争点となっている一良化成工業(代表者が忠岡町議 森政雄議員の息子)の振込先口座名義を確認しているものであり、忠岡町の発注案件の受注業者、つまり債権者の振込先口座名義人が議員本人ではないかを確認するために開示請求したものである。住民が、国や自治体の発注案件等の契約金支払先が、国や当該自治体の議員あるいは首長等の公職者でないかを確認すること、知ることは、公職者らへの違法、不当な公金支出を防ぐ上で極めて重要である。

よって、これら非公開情報については至急、公開することを求める。

第3 実施機関の主張

(1) 「振込先口座名義」について

ア 非公開決定の理由

振込先の口座情報(口座名義を含む)については、一般に公表されているものではなく法人等の内部情報にあたるものであり、発注案件における支払のために提供された情報で、これらの情報を外部に対して明らかにするかどうかは、本来事業を行う個人が自らの業務の関わりの中で自主的に決定すべきことであり、事業を行う個人は公開すべき相手方を限定する利益を有しているものと考えられる。当該事業を行う個人は当該口座情報を広く一般に公開しているものではない。それゆえ、公開することにより、取引の安全を害するなど、当該個人の事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、これらの情報を条例第6条第1号に該当するものとし非公開とした。

イ 条例の該当性

本町情報公開条例第6条第1号の規定により、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のあるものとの認識から非公開とするものである。

指摘の「法人等の違法又は不当な事業活動から住民を守るために必要とされる情報」とは異なり、契約行為及び支払行為はあくまで債権者に対して行われるものであり、口座名義は、法人等の経理処理上の内部情報であるので、条例第6条第1号のただし書イには、該当しないものとする。

以上のことから条例第6条第1号の規定から口座名義を非公開とした処分については、妥当であるとする。

- (2)「ボランティア袋作製に係る支出関係資料の平成21、23、24年度分が非公開であった(②については非公開理由が記載されていないため根拠不明)」について

平成24年度分については、情報部分公開資料を交付しているため25年度分の間違いである旨、本人に確認を行った。

平成21年度、23年度、25年度についての支出関係資料が交付資料として不存在である理由としては、それぞれの年度において発注案件がなかったことによるものである。

第4 審査会の判断

法人等の振込先口座情報のうち口座名義については、支払先が本来支払いを受けるべきものであるか否かを知るための重要な項目というべく、忠岡町情報公開条例第6条第1号本文の規定にある「公開することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のあるもの」又は「公開しないことを条件に法人等から提供された情報であって、公開しないことが必要かつ合理的であると認めるに相当の理由があるもの」には該当しない。同号ただし書の公益上の必要から特に公開することが必要と認められる情報に該当する。

よって、振込先口座名義は公開すべきである。

裁 決 書

審査請求人
泉北郡忠岡町

上記審査請求人から平成29年1月27日付けで提出された忠岡町情報公開条例（以下条例という。）第14条第1項の規定による情報の部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分のうち、「振込先口座名義」を非公開とした部分を取り消す。

理 由

第1 事実

- (1) 平成29年12月5日付けで情報公開請求
 - ・債権者に係る情報について
 - 一 良化成工業の振込先口座名義
 - ・平成20年以降のボランティア袋作製に係る支出関係資料（支出負担行為、支出命令等）※振込先口座情報のうち振込先名義が開示されていること
- (2) 平成28年12月19日付け忠会第54-2号
振込先口座名義を含む口座情報全てについて黒塗り処理を行い、情報部分公開決定と処分した。
- (3) 平成29年1月27日付け
本件処分を不服として審査請求された。本件処分のうち②非公開理由は記載漏れのため、弁明書にて回答することで審査請求人の了解を得た。

第2 審査請求人の審査請求の趣旨及び主張要旨

本件で公開請求した情報のうち

- ① 振込先口座名義
- ② ボランティア袋作製に係る支出関係資料の平成21、23、24年度分が非公開であった（②については非公開理由が記載されていないため根拠不明）。
①については、忠岡町長は忠岡町情報公開条例第6条第1号（法人等の情報）を理由に非公開としているが、同号ただし書イで「法人等の違法又は不当な事業活動から住民を守るために必要とされる情報」については公開するものと定められている。①はまさしく、現在、忠岡町長を被告として係争中の住民訴訟で争点となっている一良化成工業（代表者が忠岡町議 森政雄の息子）の振込先口座名義を確認しているものであり、忠岡町の発注案件の受注業者、つまり債権者の振込先口座名義人が議員本人ではないかを確認するために開示請求したものである。住民が、国や自治

体の発注案件等の契約金支払先が、国や当該自治体の議員あるいは首長等の公職者でないかを確認すること、知ることは、公職者らへの違法、不当な公金支出を防ぐ上で極めて重要である。

よって、これら非公開情報については至急、公開することを求める。

第3 裁決の理由

法人等の振込先口座情報のうち口座名義については、支払先が本来支払いを受けべきものであるか否かを知るための重要な項目というべく、忠岡町情報公開条例第6条第1号本文の規定にある「公開することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のあるもの」又は「公開しないことを条件に法人等から提供された情報であって、公開しないことが必要かつ合理的であると認めるに相当の理由があるもの」には該当しないものと認める。

よって、主文のとおり裁決する。

平成29年3月15日

忠岡町長 和田 吉衛



本書は原本と相違ありません

平成29年3月16日

忠岡町長 和田吉衛